

## 年金

『年金教育資金貸付制度』をご利用ください

もうすぐ、春です。4月から高校や大学に入学を予定されている方がおられるご家庭も多いかと思えます。

そこで、国民年金や厚生年金の被保険者（加入者）を対象とした融資制度として『年金教育資金貸付制度』がありますので、ご案内します。

この制度を利用するためには、

- ① 国民年金を納めた期間や厚生年金保険の加入期間が合算して10年以上あること。
- ② 申込み月の前々月までの過去2年間に保険料の未納期間がないこと。
- ③ 年間収入が1,210万円（事業所得者の場合は990万円）以下であること。
- ④ 融資の対象となる学校に入学又は在学している親族がいること。
- ⑤ 現在、国民年金に加入の場合、申込み月の前々月において保険料納付の免除を受けていないこと。

以上、この5つの要件すべてにあてはまると、融資の申込みができます。

融資額（限度額）  
 厚生年金加入中の方  
 100万円  
 国民年金加入中の方  
 50万円

融資資金は、学校の納付金、下宿・アパートの家賃や通学にかかる費用、受験や入学に際して必要な諸費用、在学中の国民年金保険料など、幅広くご利用になれます。

お問合せ先  
 社団法人

愛媛県年金福祉協会  
 松山市南堀端町5-7  
 松山東京生命館  
 ☎941-7667

次の大型ごみの日は

**4月21日(日)**  
**です。**

地域で決められた場所に収集車が来るまでに出しましょう。

## 税

固定資産課税台帳  
 縦覧のお知らせ

平成14年度の固定資産税は、平成14年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。家屋台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家を新築・増築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

縦覧期間

3月1日(金)～3月22日(金)

執務時間中

縦覧場所 役場税務課

持参品 印鑑

※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成14年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

お問合せ先

役場税務課資産税係  
 ☎985-4111

3月15日(金)まで  
**お済みですか？**

**確定申告**

平成13年分の申告と納税はお済みになりましたか？

3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

お問合せ先

役場税務課町民税係  
 ☎985-4110

◎申告に持参するもの

印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書）、医療費などの領収書、源泉徴収票、公的年金等支払報告書（給与・年金収入のあった方）、税務署から送付された申告書類など。

## 平成13年分 所得申告相談日程表

月	日	曜	出張申告		申告会場	一般申告
			9時～11時30分	13時～16時		9時～11時30分 13時～16時
3	1	金	塩屋	北川原	各 地 区 の は 各 公 民 館 又 集 会 所	3月15日(金)まで 階会議室を受付しています。 《ただし、土田を除く。》
	2	土	△			
	3	日				
	4	月				
	5	火	横田・東古泉	中川原		
	6	水	鶴吉	神崎		
	7	木	新立・本村	出作		
	8	金	宗意原	北黒田		
	9	土	△			
	10	日				
	11	月				
	12	火	一 般			
	13	水				
	14	木				
	15	金				